

# 盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第19号 令和6年12月27日発行



## ○「盛岡広域地域連携実務者ネットワーク会議」を開催しました

当センターでは、成年後見制度が必要に応じて適切に利用できる仕組みを推進していくため、盛岡広域における関係機関・団体が連携し情報の共有化を図ることを目的にして、盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会を設置しています。連絡協議会には、実務者で構成する盛岡広域地域連携実務者ネットワーク会議を置き、より具体的な課題把握等に努めています。この実務者会議を次のとおり開催しました。

実務者会議で出された制度利用に係る課題等については、1月に開催予定のネットワーク連絡協議会（親会）でもお伝えし、制度のよりよい運用に向けて情報共有を図りたいと思います。

なお、今回の実務者会議では、「本人情報シート」についてのミニ研修も行いました。

<この研修の概略を最後のページに記載しておりますので、ご覧ください。>

### ■12月4日(水)～高齢福祉関係～

当日は、地域包括支援センターの皆様及び市町の高齢福祉担当者の皆様にお集まりいただきました。課題としては、以前から提起されていることでありますが報酬助成が首長申立に限定されていることが挙げられました。これに対し、行政の出席者は6市町で足並み揃えて対応していきたいとのことでした。

なお、後見人の成り手不足について、多くの参加者が感じていることも確認されました。また、成年後見制度への理解は、まだまだ進んでいない、ネット情報を見て誤解している方もいる等の話もあり、当センターとしても広報活動の重要性・必要性を改めて認識しました。



### ■12月10日(火)～障がい福祉関係～

この日は、相談支援事業所や精神科病院、市町の障がい福祉担当者の皆様にお集まりいただきました。相談支援事業所においては、人的・体制的な事情から申立支援は困難な状況にあることの話がありました。

当センターでは、審判が降りるまで申立をサポートすること等をお伝えしました。また、報酬助成の問題に加え、高齢者に比較し、障がい者の場合は首長申立の難しさが挙げられました。これについては、行政の出席者から財政的な課題があること、具体的事例を出しながら財政当局に働きかけていきたいとのコメントがありました。



## ○地域の方向け成年後見制度講演会を開催しました

10月18日(金)、紫波町にて「成年後見制度を活かそう～共生社会を目指して～」をテーマに地域の方を対象にした講演会を開催しました。当日は、紫波町にお住まいの方々を中心に60名を超える参加をいただきました。

講師の石橋弁護士（特定非営利活動法人成年後見センターもりおか理事長）からは、成年後見制度の成立と経緯や制度の利用状況、課題等について、お話していただきました。現在、制度利用においては、本人の意思決定支援が重視される流れにあること、成年後見制度を活かして、高齢者も障がい者もともに生きていく共生社会を目指しましょう、と結ばれました。



## ○市民後見人は、現在 27 人が活動中

このうち 2 人が単独受任です。（複数後見の相手方が辞任し、市民後見人単独で後見中）

市民後見人は、後見類型の高齢者についている方が大半ですが、保佐類型で在宅生活を送る精神障がい者や知的障がい者の保佐人として活動する市民後見人も出てきています。

毎月開催している「市民後見人情報交換会」では、それぞれの活動についての報告や事例検討を通じて、悩みや課題、小さな疑問であっても出してもらい、話し合いを行っています。話し合いを通して、いずれの市民後見人も誠実に後見活動に向き合っていることが感じられます。情報交換会では、外部講師を招いての研修等も行っています。12 月は岩手大学名誉教授である加藤義男先生から「障がいとの関わりと地域課題」と題してお話をいただきました。加藤先生のお話から「地域で生きる」「地域で支える」という意味を改めて考えさせられ、市民後見人の果たす役割の大きさも感じたところでした。

## ○市民後見人の養成について

市民後見人の養成は、3 段階の構成で行っています。

基礎講座である「盛岡地域市民後見人養成講座」、続く「フォローアップ研修」、そして「定期研修」という流れで実施しています。市民後見人名簿登録者（活動中の市民後見人含む）には、他機関主催の成年後見制度研修会等の案内も行う等、日々知識や技術の向上に取り組んでいただいています。

第 1 段階 ↓	盛岡地域市民後見人養成講座（全 9 回 50 時間） 対象：将来市民後見人として活動を希望している方 44 単位受講者に対して修了証を交付	（ 今年度は終了 22 名に修了証交付 ）
第 2 段階 ↓	「フォローアップ研修」（全 2 回 10 時間） 対象：盛岡地域市民後見人養成講座の修了者	（ 下記のとおり実施 ）
第 3 段階 ↓	「定期研修」年 2 回実施 対象：市民後見人候補者名簿登録者	（ 第 1 回は下記のとおり実施 第 2 回は 1 月 29 日に実施予定 ）

## 「フォローアップ研修」

12 月 12 日及び 13 日の 2 日間、計 10 時間のプログラムで市民後見人養成講座の修了者を対象にフォローアップ研修を開催しました。

今年度の養成講座終了者を中心に 14 名が参加しました。

研修では、市民後見人としての活動を見据え、成年後見業務を行う上で必要となる専門的な知識等を学んでいただきました。具体的には、「人権擁護」、「代理・取消し・同意」、「意思決定支援」、「市民後見人への支援」の講義に加え、「支援の実際」について、社会福祉士、市民後見人、当法人（法人後見部スタッフ）から後見活動の取組みについて、お伝えしました。

今回の研修を通じて、受講者の皆さんには、後見活動について、より具体的なイメージを持っていただけたものと思います。今後の皆さんの活躍を期待しております。



## 「定期研修（第 1 回）」

10 月 10 日に今年度、第 1 回目の定期研修を行いました。本研修は、市民後見人として活動する際に必要となる知識・技術のさらなる向上を図るとともに活動意欲の保持につなげることを目的に年 2 回実施しています。

今年度第 1 回目の研修には、市民後見人候補者名簿登録者 30 名が参加しました。

今回は、生活保護をテーマに取り上げました。はじめに生活保護の仕組み等について盛岡市保健福祉部の担当者から説明していただきました。その後、活動中の市民後見人から生活保護の申請手続き等を交えての実践報告をしていただきました。

生活保護について、制度概要と実際の申請、利用という流れを理解いただくような内容としました。



## ○相談状況

4月～11月までの相談状況

(単位：件)

相談件数	相談形態				主な相談内容					相談対象者			
	電話	来所	訪問	その他	財産管理	身上監護	制度内容	申立手続	その他	高齢者	知的障がい者	精神障がい者	その他
11月末 現在 486件	314	154	14	4	2	0	232	181	71	290	87	81	28

※ 相談件数は、昨年度とほぼ同程度で推移しています。

※ 最近、高齢の親と障がいのある子どもの世帯についての相談が支援関係者から寄せられています。今後、このような相談は増えていくものと見込まれます。

関係者の皆様との連携の必要性を一層、感じているところです。

## ○成年後見制度の相談について

- ・制度や申立手続きについて詳しく知りたい
- ・親族後見人になったが事務処理に不安がある等お気軽にご相談ください。

相談方法 ① 電話相談

② 来所相談（具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。）

③ 出前相談（来所が難しい場合は、ご自宅や病院、施設等へ出向くことも可能です。）

相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで

※来所相談や出前相談をご希望の場合は、事前にご予約をお願いします。

※お車で相談にいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間分の駐車券を差上げます。

来所相談のメリット

- ・資料を見ながら説明を聞くことができる
- ・夫婦や親子等と一緒に話を聞くことができる
- ・制度や申立てについての理解が深まる

## ○盛岡広域成年後見センターからのお知らせ

～会場は、いずれも岩手教育会館～

### ■1月15日(水)13:30～ 専門職との連絡会議

専門職団体の皆様にお集まりいただき成年後見業務の現状や課題等について、情報交換を行います。

### ■1月21日(火)13:30～ 市民後見人情報交換会

市民後見人として活動中の方等を対象に情報交換会、研修、事例検討を行います。

### ■1月28日(火)13:30～ 盛岡広域地域連携ネットワーク会議

制度の利用を促進していくうえでのさまざまな課題等について、法律職、医療、福祉、金融、行政等の関係者で共有し、よりよい制度運用の改善を目指していくことを目的に会議を開催します。

### ■1月29日(水)13:30～ 市民後見人養成定期研修（第2回）

市民後見人候補者名簿登録者を対象に研修を実施します。今回の研修テーマは「更生保護」です。

### ■2月13日(木)13:30～ 講演会「旧優生保護法を違憲とする最高裁判断」（仮題）

成年後見業務に関わる専門職を始めとする関係者の皆様を対象に講演会を開催します。

講師は、仙台弁護士会所属の新里宏二先生です。

新里先生は、優生保護法被害全国弁護団共同代表を務めておられます。

※要事前申込、詳細については当センターのホームページをご覧ください。



## 〇盛岡広域成年後見センターにおける申立支援

当センターでは、成年後見制度の利用をお考えの方や、成年後見人・保佐人・補助人になられた方へ様々な支援を行っています。当センターが行っている主な支援は次のとおりです。

手続の流れ	当センターの支援
① 申立準備 ↓	相談、申立書類の作成支援（「本人情報シート」を含む。）
② 申立て ↓	申立てに必要な費用の説明、市民後見人候補者の推薦（事案による）
③ 審理→審判 ↓	後見人等の職務説明、関係者によるケース検討会議の開催
④ 初回報告 ↓	報告書及び添付資料の作成支援
⑤ 定期報告 ↓	同上
⑥ 後見等の終了	死後事務の支援



## 〇本人情報シートについて

家庭裁判所に後見等の申立てをするには、申立書のほか親族関係図、財産目録及びその資料、収支予定表等、10種類以上に及び書類や資料の準備が必要です。

その中の一つに「本人情報シート」があります。

これは、後見等の申立てをする際に一番初めに準備する書面であり、ご本人を日頃より支援されている福祉関係者の方（介護支援専門員、相談支援専門員、病院や施設の相談担当者等）に、ご本人の日常・社会生活の状況と、その課題及び対応策など客観的な情報を記載していただくための書面とされています。

作成していただいた「本人情報シート」は診断書を作成する医師に提供され、医学的診断の際の重要な資料となります。「本人情報シート」と診断書の準備ができましたら、他の書類とともに家庭裁判所に提出して申立てをします。

当センターでは、これからも「本人情報シート」の作成を含めて申立書類の作成支援等を充実させていきたいと考えていますので、支援関係者の皆様におかれましては、遠慮なく当センターにご相談ください。

別添のとおり最高裁判所が示している「本人情報シート記載ガイドライン」を添付しましたので、ご覧ください。



## 盛岡広域成年後見センター

〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号  
(岩手教育会館2階)

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>

